

研究活動上の不正行為の防止に向けた取組方針

令和3年7月

桐 蔭 横 浜 大 学

目 次

第1 研究活動上の不正行為の防止に向けた取組方針・・・・・・・・・・ P 2

第2 研究費等の不適切使用防止に向けた行動計画・・・・・・・・・・ P 2

第3 教職員間におけるコミュニケーションの充実と相談窓口・・・・・・・・ P 4

第4 研究費の予算執行と管理体制・・・・・・・・・・ P 5

【関連規程】 ホームページに公開 (http://toin.ac.jp/univ/unauthorized_use/)

◆桐蔭横浜大学 研究活動上の不正行為の防止体制

◆桐蔭横浜大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程

◆桐蔭横浜大学 研究活動上の不正行為の防止等に係る通報に関する細則

◆桐蔭横浜大学 研究データの保存に関するガイドライン

第1 研究活動上の不正行為の防止に向けた取組方針

1. 本学は、「研究活動上の不正行為の防止計画」を策定し、「研究活動上の不正行為（研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ（報告を含む。）の各過程において、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、ねつ造、改ざん、盗用、研究データの不適切な破棄、研究費等の不適切な使用、その他、研究活動上の不適切な行為であって、研究者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱が甚だしいもの）の防止」に努めると共に、不正行為を確認した場合、関係省庁や資金配分機関への連絡を密に行いながら厳正に対処する。
2. 本学における研究活動上の不正行為に関する学内外からの通報を受け付ける部署は、大学事務局に**不正行為通報窓口**を設置する。この窓口は、大学事務局およびコンプライアンス推進責任者・倫理教育責任者（学部長、研究科長）で構成される。
3. **公的研究費は国民の税金が原資である**ことを念頭に、社会に対して説明責任を果たせる仕組みを構築し、不正に対しては断固たる姿勢で臨む。
4. 研究現場において研究活動上の不正行為を誘発する背景や要因を把握し、不正事案に関する情報収集を行い、不正防止のために有効な対策を行う。制度や手続きのあり方を見直し、必要があれば改善に努め、大学・各学部・事務の組織風土、教職員・学生の意識、学内での情報伝達方法についても改善を図る。
5. 文部科学省「**研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）**」（平成26年2月18日改正）」及び「**研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン**」（平成26年8月26日制定）」に準拠しながらも、現場の教職員の意見を汲み上げ、研究現場や事務処理現場の実情に即した研究費管理のあり方を求めていく。単なる規制強化だけでは実効が上がらないことを認識し、研究の円滑な遂行を妨げることなく研究活動上の不正行為を抑止する、本学に相応しい仕組みを構築することを、自己点検・評価を繰り返しながら目指す。

※本計画において「研究費」とは、競争的資金だけでなく、直接研究のために使用される全ての経費を指す。

第2 研究費等の不適切使用防止に向けた行動計画

1. 組織内の職務権限と責任の明確化

- (1) **最高管理責任者**：本学における研究活動上の不正行為の防止及び研究費等の運営・管理に関し最終責任を負う最高管理責任者を置き、学長をもって充てる（桐蔭横浜大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程（以下、規程という。）第3条）。
- (2) **統括管理責任者**：最高管理責任者を補佐し、本学における研究活動上の不正行為の防止及

び研究費等の運営・管理に関し本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者を置き、副学長をもって充てる（規程第4条）。

（3）**コンプライアンス推進責任者**：本学の学部、研究科等および事務局における研究活動上の不正行為の防止及び研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者を置き、学部長、研究科長、大学事務局長をもって充てる（規程第5条）。

（4）**倫理教育責任者**：本学の学部、研究科等における研究倫理に関する教育や啓発等、研究倫理の向上のための教育プログラムの実施について実質的な責任と権限を持つ倫理教育責任者を置き、学部長、研究科長をもって充てる（規程第6条）。

（5）**不正防止委員会**：統括管理責任者の下に、全学的観点から不正防止計画を推進するため、不正防止委員会を置く。不正防止委員会は、統括管理責任者を委員長とし、大学事務局長、総務部長、研究推進部長、研究推進部次長及び統括管理責任者が指名する研究経験者若干名並びに統括管理責任者が必要と認める者をもって構成する（規程第9条）。

（6）**予備調査委員会**：最高管理責任者は、通報又はその他の理由により予備調査の必要が認められた場合は、3名以上の委員により構成された予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施し、おおむね20日以内に結果を最高管理責任者に報告しなければならない。予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。また、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる（細則第7条第2項、第3項）。

（7）**調査委員会**：最高管理責任者は、通報を受けてから30日以内に、統括管理責任者その他必要な者との協議を経て、通報された事案に係る調査実施の要否を決定する。

調査を実施することを決定した場合、最高管理責任者は統括管理責任者に調査委員会の設置を命ずる。統括管理責任者は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者、コンプライアンス推進責任者、倫理教育責任者、監事及び統括管理責任者が指名する者並びに公正かつ透明性の確保の観点から、本学に属さず、かつ、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない第三者を構成員の半数以上指名して調査委員会を設置し、調査実施の決定があった日から起算して、おおむね30日以内に調査を開始するものとする（細則第7条1項、第8条第1項、第2項）。

2. 研究費等の不正使用、不正行為を許さない環境整備

（1）研究費を適正に使用することは科学研究に携わる者の責任であるということを教職員一人ひとりが認識し、不正使用を許さない組織風土の構築を目指す。また、ねつ造、改ざん、盗用など研究活動上の不正行為についても、意識向上に向けての努力を求める。さらに、不正使用の発生原因や要因を踏まえて不正を起こさせないための対策を講じると共に、不正使用事案が起きた場合に、迅速かつ適切に対処できる体制を整備する。

(2) コンプライアンス教育の実施（規程第5条）

コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次のことを行う。

- ① 研究活動上の不正行為の防止を図るため、部局等内の研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対しコンプライアンス教育を定期的の実施し、受講者の受講状況及び理解度について把握したうえで、統括管理責任者に報告する。
- ② 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に研究費等の運営・管理を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- ③ コンプライアンス教育実施の機会等において毎年、部局等内の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、本学や資金配分機関の規則等を遵守すること、不正を行わないこと、規則等に違反して不正を行った場合は、本学や資金配分機関の処分に服し、法的な責任を負担することを記した誓約書等の提出を毎年求めること。
- ④ 統括管理責任者と協議のうえ、研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範の見直しを定期的に行うこと。

(3) 研究倫理教育の実施（規程第6条）

倫理教育責任者は、統括管理責任者の指示の下、次のことを行う。

- ① 研究倫理に関する教育や啓発等、研究倫理の向上のための教育プログラムを策定し、部局等内の全ての構成員に対し倫理教育を定期的の実施し、受講者の受講状況及び理解度について把握したうえで、統括管理責任者に報告する。
- ② 統括管理責任者と協議のうえ、倫理教育の見直しを定期的に行う。

(4) 研究データの保存に関するガイドライン

「桐蔭横浜大学 研究データの保存に関するガイドライン」は、桐蔭横浜大学における研究データの内容、保存期間、保存方法及び開示方法等についての指針を示したものである。

- ① 本ガイドラインの定める保存期間は、最低限保存する期間の指針を示したもので、研究責任者は保存期間を必要に応じ延長できる。
- ② 保存期間の終了以前に、合理的な理由無く故意にデータを破棄することは不正行為と見なされる場合がある。

(5) 利益相反マネジメントについて

研究活動における利益相反マネジメントに必要な事項については、不正防止委員会で取り扱う。

第3 教職員間におけるコミュニケーションの充実と相談窓口

1. コミュニケーションの充実

- (1) 教職員間におけるコミュニケーションを充実させ、相互の信頼関係を構築する。研究費の管理に関するルールなど教職員間での情報交換を密にしながら周知を図り、疑問点等をすぐに相談できる環境を構築し、不正防止と制度の改善に繋げていく。

2. 相談窓口

- (1) 研究活動及び研究費等の運営・管理について相談を受け付ける窓口を総務部に置き、周知を図る（規程第13条）。
- (2) 科学研究費補助金など競争的資金、寄付金、受託研究費、共同研究の受入、その他研究支援の事務処理に関することは研究推進部が窓口となる（桐蔭横浜大学事務組織及び事務分掌規程第16条）。

第4 研究費の予算執行と管理体制

1. 適切な予算の執行

- (1) 研究費の使用に関しては、コンプライアンス教育実施の機会等において毎年、部局等内の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、本学や資金配分機関の規則等を遵守すること、不正を行わないこと、規則等に違反して不正を行った場合は、本学や資金配分機関の処分に服し、法的な責任を負担することを記した誓約書等の提出を求める。
- (2) 事務部門は、予算執行状況を把握する過程において研究費の適切な執行を促し、年度末の執行集中を回避するよう注意を呼びかけるなど不正使用の防止に努める。併せて、会計処理には必ず複数の者の目を通すことにより、事務部門担当者による不正も防止する。

2. 発注、納品、検収体制について

備品、物品、消耗品などの**発注、納品、検収**は、全て事務部門にて行うよう体制を順次整備していく。整備状況は、その都度、関係者に通知し、徹底していく。

また、業者から誓約書を提出させたり、取引先の企業等より会計処理の状況報告をさせて執行内容の整合性を確認したりしながら、不正が行われない体制強化に努めていく。

3. 旅費について

研究活動遂行のための**旅費**については、旅費規程に基づき執行を行っている。執行方法については、使用者が提出する届出書（出張願、出張届）、支出内容を出張旅費支給伺、そして報告書により確認をしてきた。今後は、さらに出張先への確認や関係者からのヒアリングも執行内容の確認事項に含め、不正使用が疑われないようより厳格に執行内容を確認できるような事務部門の体制を整えていく。

4. 非常勤教職員等の雇用管理について

これまで非常勤教職員や研究補助者等、専任教職員以外で研究に携わる者の雇用管理につ

いては、事務体制の整備を進めながら、面談による勤務状況の確認を含めて、事務部門にて勤務状態を把握できる体制に順次整えていく。

5. 不正防止計画の推進

最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を発生させる要因（不正発生要因）を把握し、その防止のため、研究活動上の具体的な不正防止計画を策定し、自ら不正防止計画の進ちょく管理に努める。

不正防止計画は、現状に即した最大の努力の下に体制整備の見直しを図りながら計画の実施状況を確認し、PDCAサイクルを継続的に推進し、研究費管理体制の継続的改善を推進する。

6. 研究支援

事務部門は、外部資金に関する情報収集や申請手続き、産学連携のコーディネートなどに関して研究者を支援していく。支援の方法についても見直しを継続的に行いながら、教員の研究活動をサポートしていく。

以上